

使用料について

1. 平成21年度より体育館等利用団体に対し、使用料を徴収しています。グラウンド使用は無料です。

* 使用料の徴収方法

教育委員会人づくり文化課体育係で納入通知書を発行します。

- ・ 定期利用団体については、利用月の翌月に一括徴収します。翌月の10日までに納入通知書を送付しますので、毎月25日までに市指定金融機関にて納入すること。
- ・ 通常開放での利用については、申請時に納入通知書を発行しますので、その都度納めること。
- ・ スポーツ団体登録をしてある団体は（ ）内の金額になります。

生涯学習センター【洲原・立花・長瀬・片知・神洞・上牧】（平成26年4月1日使用料改定）

施設名	昼間		夜間	終日
	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	8:30~21:30
会議室	300 (210) 円	410 (280) 円	300 (210) 円	820 (570) 円
調理室	470 (320) 円	520 (360) 円	470 (320) 円	1,170 (810) 円
多目的ホール	250 (170) 円	300 (210) 円	250 (170) 円	650 (450) 円
体育館	720 (500) 円	820 (570) 円	720 (500) 円	1,810 (1,260) 円

2. 利用者の都合で利用しない場合は、利用日の2週間以上前までに利用休止報告書を提出すること。

3. スポーツ少年団、育成会（ジュニアクラブ）は、通常の活動による利用は無料となります。（市外の団体との練習試合時を含む）ただし、市外の団体を招いて大会・交流会を開催する場合は有料としますので、利用時は教育委員会まで連絡すること。内規により、参加費を徴収しない大会は使用料3割減、参加費を徴収している大会は減免なしとします。